

江府町条例第14号

江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正をここに公布する。

令和6年9月27日

江府町長 白石祐治

江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例を一部改正する条例

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (省略) <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (省略) <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報をいう。</u>
(個人番号の利用に係る事務) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長及び江府町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う特定個人番号利用事務とする。	(個人番号の利用に係る事務) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長及び江府町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
2 (省略)。	2 (省略)
3 町長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務を処理するたために必要な限度で、利用特定個人情報をあって自らが保有するものを利用することができます。</u> ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用しきるものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネット	3 町長又は教育委員会は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため</u> に必要な限度で、 <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有する</u> ものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネット

	て他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定期個人情報の提供を受ける ことができる場合は、この限りではない。
4 (省略)	トワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人 情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。 4 (省略)

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。